湯沢市まちトク消費喚起支援事業補助金交付要綱

令和８年９月18日

告示第115号

（趣旨）

第１条　この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、まちトク消費喚起支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この補助金は、商店街等が行う消費喚起につながる取組に対し補助金を交付することにより、長期化している物価高騰の影響を緩和し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）　次のいずれかに該当する者で、市内に主たる事務所を有する者であること。

ア　商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合等の法人格を有する団体

イ　法人格を有しない団体で、定款、約款、規約等により代表者の定めがあり、かつ、資金、財産等の管理を適正に行うことができると市長が認める者

（２）　団体の構成員のうち、申請する事業に参加する構成員（以下「参加事業者」という。）が10者以上であること。

（３）　市税に滞納がない者であること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

（１）　国及び地方公共団体

（２）　法人税法（昭和40年法律第34号）別表第１に規定する公共法人

（３）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は性風俗関連特殊営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

（４）　政治活動を目的とする者

（５） 宗教活動を目的とする者

（６） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持つ者

（参加事業者）

第４条 参加事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１） 市内の事業所又は店舗

（２） 前条第２項各号に該当しない者

２ 前項の規定にかかわらず、同一の事業所又は店舗が複数の事業の参加事業者となることはできない。

（補助対象事業）

第５条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の適用の範囲内で、補助事業者が市内で実施する消費喚起のための事業のうち、次のいずれかに該当するものとする。

（１） 割引、還元等キャンペーン事業 商品若しくはサービスの価格の割引、購入価格に応じた金券等の配布若しくはポイント付与による還元、又はプレミアム付商品券の販売等、割引、還元等（割引、還元等の割合が価格の30パーセント以内のものに限る。）を行うキャンペーンに係る事業

（２） 誘客イベント等開催事業 景品の配布、抽選会又は催事等、誘客を促進するイベント等の開催に係る事業

（３） 前２号に掲げるもののほか、第２条に規定する目的を達成することが見込まれるもので、市長が適当と認める事業

（補助対象経費）

第６条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費で、別表１に掲げるもののうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

（補助金の額）

第７条 補助金の額は、補助対象経費の総額の10分の10以内の額とし、別表２に掲げる額を上限とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、補助対象者が２者以上で連携して事業を行うときは、

同項の規定により補助対象者ごとに算出された額の合計額を上限とする。

（補助事業実施期間）

第８条　補助事業の実施期間は、交付決定を受けた日から令和９年２月28日までとする。

（補助金の交付申請）

第９条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和８年10月30日までに、まちトク消費喚起支援事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（１）　事業実施計画書（様式第２号）

（２）　事業予算書（様式第３号）

（３）　履歴事項全部証明書（法人化されていない団体の場合は、定款、約款、規約等の写し）

（４）　団体の構成員及び参加事業者を記載した名簿

（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　申請者が２者以上で連携して事業を行うときは、代表者を１者定め、代表者が申請するものとする。

（補助金の交付決定）

第10条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次の各号に掲げる申請者の区分に従い、当該各号に定める方法により補助金の交付決定を行うものとする。ただし、第１号に定める方法により、予算の全額を交付決定したときは、市長は、第２号に掲げる申請者からの申請は却下するものとする。

（１）　第３条第１項第１号アに掲げる者　補助金交付申請額（以下「申請額」という。）に基づき、予算の範囲内で交付決定を行う。ただし、本区分の申請額の総額が予算額を超える場合は、予算額を本区分の申請額の総額で按分して得られた額に基づき交付決定を行う。

（２）　第３条第１項第１号イに掲げる者　前号の交付決定を行った後に、申請額に基づき予算の範囲内で交付決定を行う。ただし、申請額の総額が予算額を超える場合は、予算額から前号により交付決定した額を除いた額を本区分の申請額の総額で按分して得られた額に基づき補助金の交付決定を行う。

２　市長は、前項の規定により交付決定をしたときは、まちトク消費喚起支援事業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の審査により申請内容が不適当と認めたとき又は同項ただし書により申請を却下したときは、却下した旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和９年３月８日のいずれか早い日までに、まちトク消費喚起支援事業補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（１）　事業精算書（様式第６号）

（２）　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条　市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

２　市長は、前項の決定を行ったときは、まちトク消費喚起支援事業補助金確定通知書（様式第７号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付及び概算払）

第13条　補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が補助対象事業の遂行上必要と認めるときは、交付決定額の10分の８以内の額を概算払することができる。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

３　補助事業者は、第１項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、まちトク消費喚起支援事業補助金概算払承認申請書（様式第８号）に請求書を添えて市長に提出しなければならない。

４　市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、まちトク消費喚起支援事業補助金概算払承認通知書（様式第９号）により補助事業

者に通知し、概算払するものとする。

（不当利得の返還）

第14条　市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、交付を行った補助金の返還を求めるものとする。

（関係帳簿の保管）

第15条　補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該補助対象事業の収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定日の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

（その他）

第16条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年９月18日から施行する。

（この告示の有効期限）

２　この告示は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

３　前項の規定にかかわらず、第14条及び第15条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表１（第６条関係）

項目	対象となる主な経費	備考
人件費	事業のために臨時的に雇用する者の人件費	所得税、社会保険料その他給与から控除される額を除く。
報償費	司会者、出演者等に対する謝金	補助事業者の構成員は除く。
旅費	司会者、出演者等の交通費、宿泊費	１　グリーン車等の特別に付加された料金を除く。 ２　レンタカー及び自家用車の利用に係る費用を除く。 ３　補助事業者の構成員は除く。
消耗品費	事務用品費等	
印刷製本費	商品券、クーポン券等の印刷費	
通信運搬費	景品の送料等	
広告宣伝費	コマーシャル、新聞広告等事業をＰＲするための経費	
振込手数料	参加事業者に対する負担金の送金のための経費	
委託料	事業の実施に必要な業務の一部を委託するための経費	
使用料及び賃借料	会場借上料、物品レンタル料等	
負担金	割引、還元等の経費、イベントの景品購入費等	
その他の経費	市長が必要かつ適切と認める経費	

別表２（第７条関係）

参加事業者数	補助上限額
10者以上14者以下	100万円
15者以上19者以下	200万円
20者以上	300万円